

東京都公報

発行 東京都

目次

- 不健全図書類の指定……………
- ……（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ……（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 平成二十五年における中型まき網漁業の許可等の申請期間……………
- ……（産業労働局農林水産部水産課）…
- 東京都交通安全活動推進センターの名称変更……………
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……（生活文化局都民生活部管理法課）…
- 特定建築者の公募……………
- ……（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ……（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……（同）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……（同）…

告示

●東京都告示第七百五十四号
東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十五年五月十七日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

図書類	指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等	指定理由
四一四〇	雑誌	SPコミックス 微熱主婦	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。	
四一四一	同右	ANGEL COMI	同右	
		CS カノジョのオモチャ		
		五二二五五〇三		
		株式会社エンジェル出版		

●東京都告示第七百五十五号
次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条

第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十五年五月十七日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
真護不動産株式会社	代表取締役 村井 健二	豊島区西池 袋一丁目二番七号	(6)第五八八九七号	平成二十三年六月一日
株式会社 I K C	代表取締役 伊藤 平内	豊島区東池 袋一丁目三十二番五号	(2)第八三九二九号	平成二十一年十二月十七日
泰進建設株式会社	代表取締役 築瀬 正典	練馬区石神井町七丁目二番七号	(7)第五〇一九一	平成二十三年六月五日
株式会社 都ホーム	代表取締役 豊島区東池 袋一丁目七番十号	東京都知事 八一号	(2)第八四五	平成二十二年六月十七日

●東京都告示第七百五十六号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

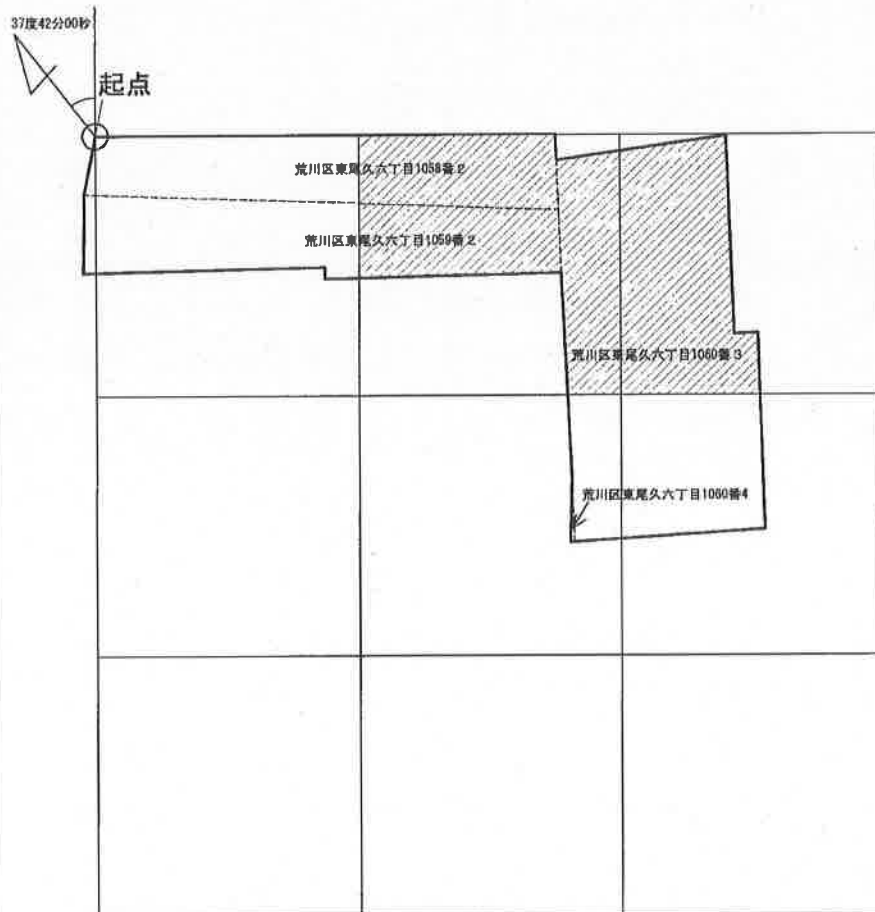
平成二十五年五月十七日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別 図



【起点】
 起点は、荒川区東尾久六丁目1058番2の最北端とする。

【格子の回転角度】 37度42分00秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】**
- 調査対象地
 - 単位区画
 - 筆境界線
 - ▨ 形質変更時要届出区域